

障発 0 5 2 8 第 1 号
平成 2 7 年 5 月 2 8 日
第 1 次改正 平成 2 8 年 9 月 2 日
障発 0 9 0 2 第 2 号
第 2 次改正 平成 3 0 年 3 月 2 9 日
障発 0 3 2 9 第 2 4 号
第 3 次改正 令和 3 年 3 月 2 9 日
障発 0 3 2 9 第 3 号
第 4 次改正 障発 0 3 2 4 第 2 号
令和 4 年 3 月 2 4 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

てんかん地域診療連携体制整備事業の実施について

我が国のてんかん治療については、患者の医療機関への受診を促進し、重大な事故の発生を未然に防ぐためにも、てんかんのより正確な診断及びより適切な治療を行うための体制整備が急務となっていることを踏まえ、今般、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、てんかん診療における地域連携体制を整備するため、別紙のとおり「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」を定め、平成 2 7 年 4 月 9 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

別紙

てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

一．事業の目的

我が国のてんかん医療は、これまで精神科、脳神経内科、脳神経外科、小児科など数多くの診療科により担われてきた経緯があり、その結果、多くの地域で、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者ばかりでなく医療機関においても把握されていない状況が生まれていると言われている。また、一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や教育の体制は不十分であり、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていないとの指摘もなされている。

このような現状を踏まえ、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1か所を「てんかん支援拠点病院」（以下「支援拠点病院」という。）として指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、てんかんについての知見を集積するとともに、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「てんかん全国支援センター」（以下「全国支援センター」という。）として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、てんかん診療における地域連携体制を整備することを目的とする。

また、第7次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、本事業を活用し第7次医療計画に位置づけられたい。

（都道府県分）

1．実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、実施主体は事業の一部を外部に委託することができる。

2. 事業の内容等

(1) 支援拠点病院の選定

都道府県は、てんかんの治療を専門に行っている管内の医療機関のうち、次に掲げる要件を全て満たす医療機関 1 か所を支援拠点病院として指定する。

- ① 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経外科学会が定める専門医が 1 名以上配置されていること。
- ② 脳波検査やMR I が整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
- ③ てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。

(2) 支援拠点病院の役割

支援拠点病院は、てんかんに係る次に掲げる事項について適切に行う。
また、都道府県は、適宜、拠点機関の指導・監督を行う。

① てんかん治療医療連携協議会の設置

支援拠点病院は、事業の実施に際して、有識者等で構成するてんかん治療医療連携協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

i) 地域協議会の構成

地域協議会は、以下の構成で行う。なお、地域協議会の事務局は都道府県及び拠点機関とする。

- | | | |
|---|--|--------------|
| ア | てんかん治療を専門的に行っている医師 | 3 名程度 |
| イ | 都道府県 | 2 名程度 |
| ウ | 精神保健福祉センター、保健所（1 箇所） | 2 名（各 1 名）程度 |
| エ | てんかん患者及びその家族 | 2 名（各 1 名）程度 |
| ※ | てんかん対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。 | |

ii) 地域協議会の役割

地域協議会は、支援拠点病院における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、支援拠点病院に対し提言等を行う。

iii) 事業の効果の検証

地域協議会は、てんかん対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の評価に当たっては、少なくとも次の事項を含めること。

ア 支援拠点病院における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法別（訪問・電話・メール等））

イ 相談後の対応方法（相談のみ、医療機関につないだ等）

ウ 患者属性（性・年齢別、発作型分類、外来・入院別、初発年齢等）

エ 受診後の患者への対応方法（外来での内服コントロール、入院での内服調整、外科治療等）

オ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）

カ その他必要な事項

② 支援拠点病院の業務

支援拠点病院は、地域協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- ii) 管内の医療機関等への助言・指導
- iii) 関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- iv) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- v) てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- vi) 地域協議会の運営
- vii) 地域協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- viii) その他てんかん対策に必要な事項

③ てんかん診療支援コーディネーターの配置

支援拠点病院は、上記②に掲げる業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。なお、コーディネーターは、当該支援拠点病院に従事する者であって、以下の要件を備えている者であること。

- ・ 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- ・ てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- ・ 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

また、コーディネーターは、主に上記②の iii) の業務を担うものとする。

④ 全国支援センターとの連携

支援拠点病院は、全国支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国支援センターの求めに応じ、協力を努めること。

3. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で、国庫補助を行うことができるものとする。

(全国支援センター分)

1. 実施主体

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとする。

2. 事業の内容等

全国支援センターは、てんかん治療支援に関する統括機関として、支援拠点病院の総括及びてんかん対策に係る以下に掲げる事項について適切に行う。

また、てんかん治療支援に関する統括者として、全国支援センター長を配置する。

(1) 全国てんかん対策連絡協議会の設置

全国支援センターは、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国てんかん対策連絡協議会（以下「全国協議会」という。）を設置する。

① 全国協議会の構成

全国協議会は、以下の構成で行う。なお、全国協議会の事務局は全国支援センターとする。

- i) てんかん治療を専門的に行っている医師 3名程度
- ii) 支援拠点病院 8名（各1名）程度
- iii) 厚生労働省職員 3名程度

※ てんかん対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

② 全国協議会の役割

全国協議会は、全国支援センターにおける事業計画の策定や、全国支

援センター及び支援拠点病院の報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、全国支援センター及び支援拠点病院に対して提言等を行う。

（２）全国支援センターの業務

全国支援センターは、全国協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に次に掲げる業務について実施する。

- ① てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- ② 支援拠点病院等への助言・指導及び連携・調整
- ③ コーディネーター等に対する研修の実施
- ④ てんかんに関する普及啓発
- ⑤ 支援拠点病院集積したデータに基づく分析・評価
- ⑥ てんかん診療に係る地域連携モデルの研究・開発
- ⑦ てんかん患者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- ⑧ 全国協議会の運営
- ⑨ その他てんかん対策に必要な事項

（３）支援拠点病院との連携

全国支援センターは、支援拠点病院と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、支援拠点病院への助言・指導を適切に行うこと。

３．国の助成

国は全国支援センターが事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、全国支援センターは、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものである。

二．秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、てんかん患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。